

単品スライド条項の運用の拡充について（ポイント）

平成20年7月24日から施行している単品スライド条項の運用について、その取扱いの中で定めた対象資材2品目（「鋼材類」、「燃料油」）の他、発注者・受注者間の協議に基づき対象資材を拡充出来ることとした。

これは、本条項の運用にあたり当初指定した2品目の他に、原材料価格の高騰に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼしかねない資材の価格高騰も見られ始めている状況が考えられることから、原材料価格の高騰などその価格の上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、単品スライド条項の適用対象資材とすることが出来ることとしたものである。

従前からの考え方との比較

事 項	平成20年7月24日通知	今回通知
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の請負代金額に大きな影響及ぼすもの
品目の指定	国及び千葉県の通達に準じて、東金市で指定	発注者・受注者間の個別協議による（契約担当課でも確認）

適用日

- ① 本運用の適用は、平成20年9月22日から施行する。
- ② 工期末が平成20年12月31日以前である工事についての適用申請は、10月31日まで可能である。